区内保育施設在園児童保護者の皆様 区内保育施設入園予定児童保護者の皆様

> 千代田区教育委員会事務局子ども部 子ども支援課長 新井 玉江

保育園における新型コロナウイルス感染症に伴う対応について

平素より保育行政にご理解、ご協力を賜り、まことにありがとうございます。

本区においては、変化する社会情勢、区民の方からのご要望などを踏まえ、これまでも新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底しながら継続的な園運営に取り組んでいるところです。緊急事態宣言は3月21日をもって解除されましたが、新規陽性者数は増加に転じており、依然として厳しい状況にあります。そのため、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和3年4月から6月末までの対応を下記の通りといたします。

記

1 基本的な考え方

感染防止対策を徹底しながら、通常通り保育を行います。

2 登園の自粛について

4月以降登園を自粛した方の保育料(月極延長保育料を除く)の対応は以下のとおりとします。

- (1) 月内に1度も登園しなかった場合(入園式を除く) 当該月の保育料を徴収し、その額を6月以降の保育料に充当いたします。
- (2) 月内に登園した日がある場合(入園式を除く) 当該月の保育料を徴収した後で自粛日数に応じて減額し、別の月に充当いたします。
- ※区が保育料徴収を行わない施設に通園する場合の返還方法については直接施設へお問い合わせください。

なお、登園自粛をされる方は、あらかじめ在籍園(内定園)へご相談ください。

3 育児休業からの復職について

登園を自粛し、最長で6月末まで育児休業を延長することが可能です。

育児休業後終了後、7月中に登園を開始し、復職していただいた上で復職証明書を区に提出してください。

4 長期に登園を自粛される方の、退園の扱いの除外について

新型コロナウイルス感染を避けるため登園を自粛した期間につきましては、入園案内等でご案内している「2か月を超えて登園できない場合は退園となります」には含みません。

5 今後について

令和3年7月以降の対応につきましては、今後の新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、令和3年6月末頃にあらためて決定します。

《問い合わせ先》子ども部子ども支援課

電話:03-5211-4229

03 - 5211 - 4119